

令和5年度千葉県障害者ピアサポート研修実施要領

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

また、研修終了後に実習先等での雇用の可能性も含め、自らの活躍の場を開拓できるピアサポーターの育成を目的とします。

2 実施主体

千葉県（千葉県委託事業 企画・運営：NPO 法人 NECST）

3 対象者および受講定員

(1) 受講対象者

① 新規受講者1(当事者)

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民間企業等に雇用等されている障害のある方
なお、雇用等されている障害のある方は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれるものを含むものとする。現在、雇用されていないが、今後働く意思がある者。

② 新規受講者2(専門職)

受講者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者。現在、ピアスタッフを雇用していないが今後、雇用予定がある事業所の職員。

③ 過去の修了者1(当事者)

平成 27. 28. 29. 30. 令和 1. 3 年度の「千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修」修了者

④ 過去の修了者2(専門職)

上記③の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者

(注1) 原則として、障害のある方と事業所職員のペアで申し込んでください。

個人での申し込みも可能ですが、応募状況により受講できない場合があります。

(注2) ③および④の者は、経過措置期間内(令和4~5年度)に受講することにより、加算対象の研修修了者となります。今年度が経過措置の最終年度となります。

(2) 受講定員

上記、①、②各 20 名（会場での受講）

上記、③、④各 40 名（オンラインでの受講）

(3) 以下に示す全ての要件を満たす者

上記①の方

- 千葉県内に在住である、または千葉県内の事業所でピアスタッフとして雇用されている者。**現在**、雇用されていないが、今後働く意思がある者。
- ピア（障害や疾病を経験した人）であること
- 本研修の全日程に参加可能なこと

上記②の方

- 千葉県内の事業所で雇用されている者。現在、ピアスタッフを雇用していないが今後、雇用予定がある事業所の職員。
- 本研修の全日程に参加可能なこと

上記③、④の方

- 自身でZOOMによる研修参加が可能なこと(ZOOM 接続費用は参加者の負担となります。)
- 本研修の全日程に参加可能なこと(実習を除く)

4 研修期間及び研修会場

課程	期間	会場
基礎研修	令和5年10月14日(土) 令和5年10月15日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県社会福祉センター 千葉市中央区千葉港4-5 ZOOMによるリモート
専門研修	令和5年11月04日(土) 令和5年11月05日(日)	
実習課程	80時間	受講時に指定された実習先
フォローアップ研修	令和6年1月27日(土) 令和6年1月28日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県社会福祉センター 千葉市中央区千葉港4-5 ZOOMによるリモート

※現に支援機関等でピアスタッフ等として雇用されている者は、職場での許可が得られれば、その職場での勤務をもって実習を行ったとみなすことができます。

※平成27.28.29.30.令和1.3年度の「千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修」修了者はすでに実習を終えているので、本研修の実習はありません。

5 研修内容

別紙「令和5年度千葉県障害者ピアサポート研修カリキュラム」のとおり

6 受講申込の方法

以下の【申し込み書類】に必要な事項を記入し、下記申込先に郵送してください。

所属ごとにまとめてご提出ください

- 申込書(令和5年度千葉県障害者ピアサポート研修受講申込書)
- 志望動機書
- 推薦
- 返信用の定形郵便用封筒(長形3号:A4三つ折り用が望ましい)

- 受講可否の通知用に使用します。
- 返信先(郵便番号、住所、氏名)を明記し、84円切手を貼り付けてください。

※受講対象者によって提出が必要な書類に違いがありますのでご注意ください。

※応募書類の返却いたしませんので予めご承知ください。応募書類は本応募の用途に限り使用し、こちらで責任をもって管理させていただきます。

受講対象者	(1) 申込書	(2) 志望動機書	(3) 推薦書	(4) 返信用封筒
① 新規受講者 1 (当事者)	○	○	○	○
② 新規受講者 2 (専門職)	○	○	—	○
③ 過去の修了者 1 (当事者)	○	—	—	○
④ 過去の修了者 2 (専門職)	○	○	—	○

申込期限

令和5年9月29日(金) 必着

8 申込先、問い合わせ先

事業所名：NPO 法人 NECST 住所：〒272-0034 千葉県市川市市川 1-12-20 トノハタビル 担当：武田宛 電話番号：047-320-0147

9 受講者の決定

受講の可否については、令和5年10月6日(金)に郵送で発送予定です。

※申込者が定員を上回った場合は、志望動機書、推薦書等の内容によりで選考により決定します。(先着順ではありません。)

10 修了証の交付

研修の全課程を修了した者には修了証書を交付し、千葉県において修了者名簿を作成し管理します。

11 研修受講に当たっての注意事項

- (1) 次の項目に該当する受講者には修了を認めません。
 - ・ 申込内容に虚偽があった場合
 - ・ 自身や所属等の都合により、欠席又は30分以上の遅刻・早退・離席があった場合
 - ※1回の遅刻等が30分未満であっても、通算で30分を超える場合も同様とします。
 - ※災害や事故により公共交通機関が遅延した場合は、遅延証明書を御提示いただきます。
- (2) 次の項目に該当する受講者には注意を促し、それでも改善されない場合は修了を認めないことがあります。
 - ・ 私語、居眠り、課題の未実施等、著しく受講態度が悪い場合。

- ・その他、主催者が不適当と判断した場合。
- (3) 研修会場及び実習場所では、受講者用に駐車場を用意しておりませんので、**必ず公共交通機関を御利用ください。**

12 令和5年度の研修体制等 加算要件について

- (1) この研修は、ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の要件である障害者ピアサポート研修の基礎研修・専門研修・フォローアップ研修に該当します。当該加算は令和5年度に開催する6日間の研修の修了後となることに注意してください。また、加算の届出には別に要件がありますので、届出の際には各事業者において必ずご確認ください。
- (2) 令和3年度報酬改定において、「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算」が新設されました。障害福祉サービス事業所等において、千葉県が実施する令和4年度以降の「障害者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラムを修了した上で要件を満たす場合は、加算として評価されます。

(厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から)

○ピアサポート体制加算【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

≪ピアサポート体制加算【新設】≫ 100単位/月(体制加算) ※ピアサポート体制加算の算定要件(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること(併設する事業所(計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。)の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。)。① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※ ※「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者 なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。(②の者の配置がない場合も算定可。)(2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。(3) (1)の者を配置していることを公表していること

○ピアサポート実施加算【就労継続支援B型】

≪ピアサポート実施加算【新設】≫ 100単位/月 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系(就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)、(Ⅳ)において、各利用者に対し、一定の支援体制(※)のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。 ※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した障害者(障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。)と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 * 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

就労継続支援A型事業所については、研修受講修了者したピアサポーターの配置が評点（2点）されます。

経過措置期間後に引き続き加算を算定するためには、障害者及び管理者等が、経過措置期間中に千葉県が実施する「障害者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラム（基礎研修・専門研修・フォローアップ研修）を修了する必要があります。

13 「令和5年度千葉県障害者ピアサポート研修」募集説明会について

- ・ 日付：令和5年度9月20日(水)
- ・ 時間：16時～17時
- ・ 方法：オンライン(ZOOM)
- ・ 申込方法
 - (1) 「chiba.pia2023@necst.org」にメールを送りください。前日までに説明会参加用のZOOMのURLをお送りします。
 - (2) 件名「説明会参加希望」と記入ください。
 - (3) 本文 ①氏名、②所属(あれば)、③ご質問ありましたらご記入ください。
- ・ 申込期限：9月18日(月)

以上